

## 「協力雇用主研修会」実施

令和3年11月16日(火)13時30分から兵庫県民会館にて本年度2回目の「協力雇用主研修会」を開催いたしました。

協力雇用主7社が参加、神戸公共職業安定所 職業指導官 北 政幸氏による「ハローワークの求人方法・手続について」、神戸保護観察所 統括保護観察官 吉村 賢治氏に小冊子「職場適応・定着のために」をご説明いただきました。その中で、更生保護観察者等の大きな課題として、再犯を繰り返す人が多い、その防止の為には、①初犯の人に再犯をさせないこと、②再犯を重ねる人に何とか手を打つこと。再犯を重ねる人は、実社会での経験が乏しく実生活のイメージが掴めない人が多く難しい所があるが、打破するにはこの冊子が役立つと強調された。続いて行われた意見交換会では、雇用実績のある協力雇用主数社から1ヶ月も続かずに辞めた事例や、雇用して3年間も定着勤務し、仕事に必要な資格を取り、社会にとって必要な人材となった人材もいる等の事例の紹介がありました。

また、ハローワークへの求人方法や刑務所への施設内面接等についての質問がありました。参加人員を10名以内の少人数に絞って行った研修会で有意義な時間を過ごせたと自負しております。



## 「更生保護就労支援講演会」実施

令和3年12月7日(火)13時30分から兵庫県民会館パルテホールで開催いたしました。

基調講演は、NPO法人 大阪府協力雇用主会連合会会長 田中 康正氏が「人は変わる。一緒なら。」、続いて、ディスカッションは「対象者への寄り添い」をテーマに、前述の田中会長、兵庫県地域生活定着支援センター「ウィズ」所長 氏、K社代表取締役社長 氏、神戸保護観察所 統括保護観察官 吉村 賢治氏の4名を迎えて行いました。

基調講演では、若者の更生には「居場所づくり」が大切との思いで、ボクシングジム及び子供食堂の開設、学校教育では対応が難しい「多様な学びの場」輝(かがやき)を設置され、活性化の実例を紹介いただきました。雇用の際は、「待つ・あきらめない・信じる」が拠り所で、再犯を繰り返す人物でも雇用主が誠意をもって対応すれば、本人の心には良い思い出が残っており、「いつか花開く。」と力説されました。

ディスカッションでは、雇用の際に発生する課題について、パネリストから対応策の発表がありました。再犯する人の特徴は家庭環境や仕事等に支えがなくなった時が多い、長期勤務をさせるための手段としては仕事をきちんと割り当てて資格を取らせる、或いは、社長面談を実施する等、貴重な体験を紹介いただきました。

最後に質問の時間を設けましたが、参加者から「心のバリアを解く方法をもっと聞きたかった。」との感想をいただきました。

難しいテーマですが大切なことであると思います。



この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。



# 更生保護就労支援だより

## 兵庫県就労支援事業者機構



発行先 特定非営利活動法人  
兵庫県就労支援事業者機構  
〒651-0093  
神戸市中央区二宮 4-7-6 NSビル3階  
TEL 078-855-6252  
E-mail: [hssjk.center@gmail.com](mailto:hssjk.center@gmail.com)

## 共感性でのライフスキル

### 兵庫県保護司会連合会 会長 堀 保彦



自らの過ちを悔いて償いを誓い健全な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であります。そのことで、兵庫県就労支援事業者機構の皆様方には、格別のご支援・ご尽力を賜っておりますことに頭が下がる思いであります。

さて、保護観察対象者の再犯率は無職者が有職者の4倍にもなり、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職であります。刑務所出所者等への就労は、犯罪の前歴から定職に就くことが容易でなく、その事情を理解した上で雇用していただき、再犯を防止し改善・更生に協力する協力雇用主の方々の存在が不可欠となっております。特に、民間の事業主である協力雇用主への登録が年々増えていることで、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながっていることに感謝の気持ちでいっぱいであります。

近年、保護観察対象者の生育歴と人間関係の小集団である家族のあり方の著しい変化に葛藤を抱えることがあります。時代を振り返り平成初期までの大家族であった頃には、家庭を守る人が居て、お互いの会話が弾んでいました。しかしバブル崩壊後、大家族が核家族・小家族になり、共働き家庭が増え家庭を守る人が居なくなり、家族団らんの生活がお金のための生活に変わってきました。そして、大人も子どももストレスが溜まり、いじめ・虐待・窃盗・詐欺などを生んでいるようにも思います。

社会の現実、核家族化・非婚化・単身化により人間社会における支え合いの機能が失われ、プライバシー保護の厳格化、ネット交流の主体化によりコミュニケーションの希薄化などの要因が重なり合い、孤立化社会へ移行していることに不安感を抱かずにはおられません。

そんな時代を迎えていても、人間にはここぞという時には共感する能力があります。他人と喜怒哀楽の感情を共有するという共感が積み重ねられていけばいくほど、人間関係の深まりは増していくと信じております。初対面であっても、共通の話題とか共通の経験によつての価値観を共有することで、人間関係を深めていくことができます。

そういった共感性でのライフスキルを考えるならば、すべての人々の願いは、安全で安心な生活を送ることのできる地域社会の実現ではないかと思えます。

犯罪や非行は地域社会で起こり、過ちを犯した人もいずれは地域社会に戻ってきます。過ちを犯して立ち直る決心をした人が地域社会に戻ってきた時に、健全な一員として更生できるようにやり直しのできる社会を構築することが、再犯防止に大きな役割を果たすこととなります。

急速な社会の変化に柔軟な対応をしつつ共に生きる社会の実現を目指し、今後ともその推進に一層の関係機関・関係団体との連携を図り、更生保護の心を広めてまいりたく思っております。

## < 求人はハローワークを利用しよう >

「協力雇用主に登録しても雇用の依頼をされないし何も動きが無い。」、また「更生保護就労支援対象者を雇用したいと思っても具体的にどのようにすれば良いか明確には分からない。」の思いをお持ちの方が多くと思います。今回は、更生保護就労支援対象者等の職業紹介機能を有するハローワークに求人を出す方法を具体的に紹介いたします。採用を検討している企業は、ハローワークにご相談ください。求人企業が増えると、支援対象求職者の選択幅が増加致します。

是非この機会を利用して求人を出していただきますようお願いいたします。

### < 手順1 >

- ◎自社のハローワークの管轄を調べる。・・・厚生労働省のホームページで調査
  - ・厚生労働省のホームページを開く (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)。
  - ・厚生労働省のマークの右隣の検索欄に「兵庫県」と入力をクリックする。
  - ・サイト内検索結果の中から「公共職業安定所管轄一覧(兵庫)」を選びクリックする。  
(<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/hyogo/>)
  - ・一覧表から自社担当の管轄公共職業安定所を見出す。

### < 手順2 >

- ◎管轄のハローワークの**刑務所出所等専用求人担当(専門援助担当)**を訪ねる
  - ①企業登録を行う・・・会社の特長、事業内容、雇用保険、福利厚生等を登録  
⇒求人票に掲載される。
  - ②求人情報の登録・・・職種別、就労場所別、雇用形態別、フルタイム・パートタイム別に、仕事内容、賃金、労働時間、保険、年金、選考方法等を記入  
※求人票内容の連絡先の範囲(例えば矯正施設)を係員に伝えて下さい。
  - ③求人内容の確認・・・登録された求人内容の確認

### < 手順3 >

- ◎求人情報の公開・・・ハローワーク職員に対し求人内容の公開  
(支援対象求職者には職員を通じて公開・インターネットには非公開)

### < 手順4 >

- ◎支援対象求職者は職員に相談、職員は支援対象求職者に協力雇用主を紹介応募する企業の決定

### < 手順5 >

- ◎ハローワークから支援対象求職者の紹介を受ける。面談日の決定

### < 手順6 >

- ◎選考の実施

### < 手順7 >

- ◎採否決定、・・・結果を支援対象求職者とハローワークに報告

### 留意事項

- (1) 矯正施設に求人票が回付され、対象者が閲覧をすることになります。(手順2の※印参照)  
就職を希望すれば、ハローワークを通じて施設内面接を実施していただくことになります。
- (2) 求人応募の期限は、3ヶ月間です。引き続き継続する場合は、電話連絡で可能です。
- (3) 公共職業安定所によって、刑務所出所等専用求人担当が専任で配置されている場合と兼務の場合と両方あります。
- (4) 一般求人を提出済みの企業は、一般求人が刑務所出所等専用求人に転用されますので職員への口頭連絡で結構です。

## 支援の在り方



### 協力雇用主 S社 M社長

弊社は、協力雇用主登録を令和元年5月に登録をさせて頂き、2年半が経過しました。

その間に、3件の対象者を支援をさせて頂きましたが、いずれも地域の支援員の電話と来訪で支援要請を受け、施設への面接に出向いたり、保護観察中の対象者においては弊社事務所で面接したりして、対応をさせて頂きました。

寄り添いのスタンスは、対象者自身にやる気があれば断る事はせず、出来る所からコツコツと続けてくれば、いずれは戦力になると信じ、現在は応援の立場で見守る事にしています。

今も続いている対象者は、令和2年6月から就労を開始し、同年11月29日満期まで約10キロの道のりを自転車通勤し、一度たりとも遅れたり欠勤した事はありません。

台風直撃で自転車も倒れそうな強風下も遅れずに出勤した事には感心しました。

その後(満期後)も真面目に弊社の寮でベトナムの実習生と共同生活をしながら就労継続をしてもらっています。これだけだと、順風満帆で何の問題も無かったように見えますが、2人目は、虞犯の少年で寮生活をさせていましたが、就労開始から2日で無断欠勤し、離職してしまいました。

いくら支援の形を整えても改善更生が上手くいかない事に気付かされました。

3人目は1人目と同じく、10月中旬から約10キロの自転車通勤をしながら、現在も頑張って仕事をしています。

「再犯しない・させない寄り添い。」に正解はありませんが、基本的に同じ高さの目線で、環境と縁があって出会いを大切に新しい人生を自身の努力で切り開いていけるよう、陰から支援をと思っております。

最後に、より一層のご支援、ご協力をお願い致しますと共に、益々のご発展をお祈りいたします。

### 就労支援の主役は、協力雇用主!

(多様な職種の方のご参加をお待ちしています)

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 TEL : 078-351-4015

